



～ 水 環 境 と く ら し を 守 る ～



令和6年 環境取組レポート

発行日：令和7年（2025年）5月16日

対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日（令和6年度）

目次

目次	1
1.環境方針	2
2.会社概要	3～5
3.環境への取組・実績・結果	5～8
4.活動資料	8～13
5.環境関連法規の違反、控訴等の有無	14～15
6.代表者による全体評価と見直しの結果	15



1.環境方針

〔環境基本理念〕

現在、私たちを取りまく環境問題は、地球温暖化問題やPM2.5をはじめとした大気汚染問題等多岐にわたっています。

その中でも水資源が確保できないことからくる水環境問題は地球規模で深刻な問題となっています。

水資源の汚染原因の約60%は住民の生活から排出される家庭系生活排水などであり、住民が安心して暮らしていくために一人一人が環境に取り組む街づくりが求められています。

私達、有限会社ステップは限りある水資源を守り、公衆衛生の向上を目指し、生活環境の保全に努め、地域社会に貢献できる活動を積極的に行っていきます。

【スローガン】 “水環境とくらしを守る”

〔環境方針〕

- 1) 環境関連法規制や当社が約束したことを順守します。
- 2) 環境目標を定め、定期的に見直しを行い、継続的改善に努めます。
- 3) 具体的な取り組みとして次のことを推進します。

- ①脱地球温暖化社会を目的とした、電力・燃料の消費に伴う二酸化炭素排出量の削減。
- ②循環型社会のための省資源、廃棄物の3R（減量、再利用、再生利用）の推進。
- ③水資源の節水。
- ④事務用品のグリーン購入。
- ⑤受託した一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬における環境配慮。
- ⑥地域の衛生保持及び、環境保全。

- 4) 作業環境の維持管理に努め、作業員の労働安全衛生に配慮します。
- 5) 当社のために働くすべての従業員にこの環境方針を周知します。



制定日：H20年5月13日

改定日：H29年4月1日

有限会社 ステップ

代表取締役 谷山紀行

2.会社概要

1).事業所名及び取締役

有限会社 ステップ
代表取締役 谷山 紀行

2).所在地及び、連絡先

本社 広島県庄原市川手町 208-1
TEL0824-72-0431 FAX0824-72-7910
庄原市浄化センター 広島県庄原市西本町 4 丁目 514
車庫 広島県庄原市川手町 35-1

3).代表責任者及び環境管理責任者

最高責任者 谷山 紀行
環境管理責任者 今井 泰宏
TEL080-2902-6289

4).事業内容

- ・一般廃棄物収集運搬 ・産業廃棄物収集運搬
- ・公共下水道運転管理 ・農業集落排水運転管理
- ・浄化槽維持管理及び修理

5).法人設立年月日

昭和 56 年 4 月 21 日

6).資本金

600 万円

7).事業の規模

活動規模	単位	R4 年	R5 年	R6 年
処理量(一般廃棄物)	t	6,696	6,816	6,513
処理量(産業廃棄物)	t	22	15	30
従業員数	人	31	31	32
床面積	m ²	354	354	354

作成日： R7 年 4 月 1 日

8).車両台数

収集車 4 台 汚泥濃縮車 2 台 吸引車 1 台 給水車 1 台
軽自動車 8 台 軽四トラック 2 台 普通自動車 4 台 ユニック 1 台

9).許認可番号

項目	浄化槽保守点検登録	浄化槽清掃許可
許可番号	県 60 第 1203 号	庄環境許第 401 号
有効年月日	令和 7 年 1 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
許認可先	広島県	庄原市

項目	一般廃棄物収集運搬許可	産業廃棄物収集運搬許可
許可番号	庄環境許第 301 号	第 03408156020 号
有効年月日	令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日	令和 2 年 8 月 10 日～令和 7 年 8 月 9 日
種類	液状一般廃棄物	汚泥・廃油・廃プラスチック類・紙くず・木くず
許認可先	庄原市	広島県

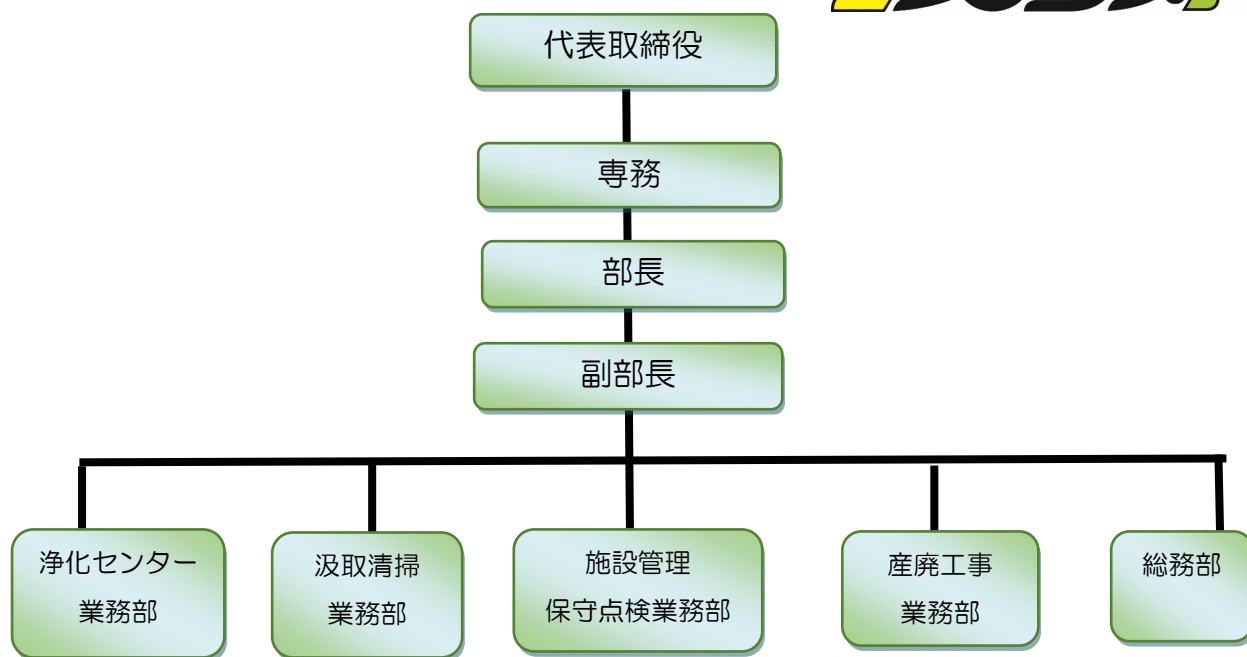
10) 環境関連技術者・取得人数



浄化槽管理士	17 名	浄化槽法定検査 検査補助員 . . .	7 名
浄化槽技術管理者	15 名	下水道処理施設 第 3 種技術検定	13 名
浄化槽設備士	3 名	下水道処理施設 管路施設 . . .	5 名
浄化槽清掃技術者	2 名	下水道排水設備工事責任技術者 .	3 名
浄化槽清掃実務者	9 名	下水道管路管理専門技士	6 名
有機溶剤作業主任者	1 名	下水道管路管理主任技士	1 名
産業洗浄技能士	1 名	建築物環境衛生管理技術者 . . .	1 名
特定粉塵関係公害防止管理者 . . .	2 名	廃棄物処理施設技術管理者 . . .	1 名
ごみ処理施設技術管理士	2 名	廃棄物焼却施設業務	1 名
一般廃棄物実務管理者	4 名	産業廃棄物処理業収集運搬 . . .	1 名
建築物排水管清掃作業監督者 . . .	1 名	産業廃棄物処理処分	2 名
2 級管工事施工管理技術検定 . . .	3 名	水道技術管理者	1 名
安全運転管理者	1 名	水質関係第 1 種公害防止管理者 .	2 名
危険物取扱者乙・丙種	11 名	水質関係第 2 種公害防止管理者 .	3 名
職場のリスクアセスメント講習者	1 名	大気関係第 1 種公害防止管理者 .	1 名
安全衛生推進者養成講習者	1 名	大気関係第 2 種公害防止管理者 .	1 名
危険予知訓練講習者	7 名	粉じん作業特別教育修了者 . . .	1 名
職長・安全衛生責任者教育講習者 .	2 名	蓄電池設備整備資格者	1 名

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 . . .	4 名
ダイオキシン類業務に係る作業指揮者	5 名
酸素欠乏硫化水素危険作業主任者	26 名
建築物排水管清掃作業従事者	2 名
墜落制止用器具作業業務	18 名





3.環境への取組・実績・結果

(1) 実績/環境への取組結果と評価

達成状況は、以下のとおりです。

電力の削減



取組項目	R6 年度（目標値）	R6 年度（実績値）	判定
電気使用量	13,154kwh	13,496kwh	×

※今期は猛暑日が続いた事に加え、事務員 1 名増員により別室使用も増加したため未達成となりました。

一人ひとりの節電意識は高いため、引き続きこの活動を継続し目標達成を目指します。

活動内容

必要以外の電気の消灯
必要の無いコンセントプラグは抜く
エアコンの温度調節及びフィルター清掃
節電運動

自動車燃料の削減

【軽油】



使用量	R6 年度（目標値）	R6 年度（実績値）	判定
	20,620 ℓ	19,809 ℓ	○
走行距離	82,049 km	78,773 km	○
燃費	3.98 km/ℓ	3.98 km/ℓ	○

【ガソリン】

使用量	R6 年度（目標値）	R6 年度（実績値）	判定
	8,006 ℓ	8,199 ℓ	×
走行距離	97,283 km	97,237 km	○
燃費	12.15 km/ℓ	11.86 km/ℓ	×

*（軽油）

昨年、遠方で単発作業があり、今期は全項目で達成となりました。来期は濃縮車修理等による、バキューム車の稼働が増加予定。効率の良い、作業ルート取りを心がけます。

*（ガソリン）

今期は、走行距離のみ達成。2項目は、夏場を過ぎても高温が続きエアコン使用が増えた事により燃費と給油が未達成となりました。来期も熱中症対策のため体調面を優先しエアコンを上手に使用しながら作業に努めます。

*（総合）

長年の活動を通して一人ひとりの意識低下とならないよう、毎月の車両報告を各部で行い意識統一を図り目標達成を目指します。

活動内容

アイドリングストップ
運行経路の随時見直し
急加速・急停車の防止

一般廃棄物の削減



取組項目	R6 年度（目標値）	R6 年度（実績値）	判定
分別の徹底 リサイクル化	424kg	508kg	×

＊今期、新社宅の引っ越しや玄関マット取替を行い未達成となりました。
来期も、引き続きゴミの分別の徹底、地道な活動となりますが目標達成に努めます。



活動内容

裏紙使用
ミスコピー用紙の再利用
分別による古紙のリサイクル化

水道水量の削減



取組項目	R6 年度（目標値）	R6 年度（実績値）	判定
節水運動の展開	77.4 m ³	77.9 m ³	×

＊今期は、大寒波による積雪に見舞われ、通年設置してある雨水タンクは故障を避け収納。利用を2ヶ月間停止しました。この間水道水を使用したため、残念ながら僅差で目標達成とはなりませんでした。

来期も引き続き、無理のない範囲で活動を継続し達成を目指します。

活動内容

節水呼びかけ
洗車時、節水を心がけ効率よく洗う
雨水枡設置利用



環境配慮製品の購買促進

*度重なる物価高騰に伴い、購入の必要性を十分に考慮した後に注文しております。また全ての物品は無駄使いしないことを心掛けて使用します。



活動内容
eco マーク商品の購入促進

地域の衛生保持と環境保全

取組項目	R6 年度（目標値）	R6 年度（実績値）	判定
収集運搬時の 騒音防止	衛生・環境に 関する苦情：0 件	0 件	○
安全作業の徹底 無事故・無負傷発生 件数	0 件	0 件	○

収集運搬時の騒音抑制

*アイドリングストップの順守により
地域行政からの苦情はありませんでした。

活動内容
法定速度の遵守
空ぶかし禁止
安全運転の徹底

4.活動資料

地域貢献の為にボランティア活動

*ボランティア活動においては、コロナ禍以前に実施していた、地元西城川漁業協同組合開催の「河川一斉清掃」と「児童下校時の見守り・挨拶運動」を復活し、環境活動への参加と衛生保全に貢献することができました。

来期も地域の方との信頼関係を築きながら幅広い活動ができるよう努めます。

活動内容
周辺地域のゴミ拾い
年 2 回実施
年間スケジュールの作成
歩道の清掃等の保全活動



ボランティア活動 西城川河川一斉清掃

【地域の衛生保持及び環境保全活動】 R6 年 4 月 14 日（下水道部主催）



今回の河川清掃による
全体ゴミの量は

*可燃ごみ 300 kg

*不燃ごみ 260 kg

でした。

【児童下校時の見守り・挨拶運動】 R6 年 9 月 24 日（下水道部主催）

庄原小学校児童の下校時見守り/挨拶運動を 5 年ぶりに再開。
今後も安全な下校をお手伝いし、活動を継続します。



安全作業の徹底（無事故・無負傷）



*作業前ミーティングは適正に実施され、大事故等はありませんでした。安全作業講習会においては、年3回実施し危険作業の回避方法を反復して行っております、慣れた作業の事故が最も多いので、今後も継続して安全作業に努めます。

活動内容

危険な作業に対する事前ミーティング	資格取得の援助
作業前後の現場・車輛の安全指差し確認	安全作業講習会を年3回実施
作業車操作時の指差し確認	
事故・怪我・苦情・環境汚染発生件数の記録	

安全作業講習会 R6年6月28日（下水道部主催）

「酸素欠乏症・硫化水素中毒症防止対策」

*酸素欠乏症・硫化水素中毒症について学び、酸素濃度測定器の使用方法について学びました。

【予防法確認】



【酸素濃度測定器の講習】



安全作業講習会 R6 年 12 月 2 日（下水道部主催）

「チェーン着脱講習会」

＊積雪時に備え、各バキューム車のチェーン着脱方法について学び、チェーンの状態確認。

【作業手順/チェーンの状態確認】



【チェーン着脱実技】



安全作業講習会 R7 年 3 月 31 日（施設管理保守点検業務部）

「汚泥漏洩訓練」

*汚泥漏洩時の対処法を学ぶことで焦らず被害拡大防止の行動ができるよう、毎年実施しております。

【手順と対処実演】



受託した産業廃棄物収集運搬車輛の燃費向上



取組項目	R6 年度判定
効率の良い収集運搬	○



*今期、効率のよい作業ができたため達成となりました。
来期も作業効率の良い経路で業務実施出来るよう、努めます。

R6 年度 太陽光発電 総発電力量結果

会社所有の車庫屋根に太陽光発電を設置し環境へのサービスを実施しております。

前年度発電力量 (kWh)	売電力量 (kWh)	CO ₂ 削減量 (kg-CO ₂)	石油削減量 (L)	スギの木 (本)
15,897	14,983	4,793	3,460	343.0

石油消費削減量
年間約 3,460L※1



(※1 18L 缶 192 本)

CO₂ 排出削減量
スギの木 343.0 本分※2



(※2 343 本分の植樹効果)



☆地球温暖化防止に役立つよう、限りある資源を大切にします！

使用済切手/使用済インクカートリッジの収集

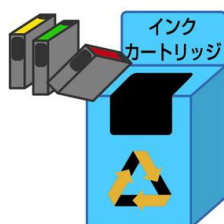


使用済切手 → 郵便局設置の回収 BOX へ持込 110 g

※回収された切手は、一般財団法人メイク・ア・ウィッシュ オブ ジャパンの活動支援として役立てられます。

使用済インクカートリッジ → ホームセンター回収 BOX へ持込 2,880 g

※回収されたインクカートリッジは、資源の有効活用と地球環境保全を目的に、分解して再資源化されます。



5.環境関連法規の違反、訴訟等の有無

当社に適用される環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

区分	法規制等の名称	該当する要求事項	順守評価
義務	道路交通法	• 使用者の義務（第 74 条、第 75 条の 2 の 2） • 安全運転管理者（第 74 条の 3）	○
	道路運送車両法	• 道路運送車両の保安基準（第 40 条の 42）	○
	道路法	• 通行の禁止又は制限（第 47 条の 1）	○
	家電リサイクル法	• 事業者が特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機）廃棄物を排出する際の収集、運搬料金と再商品化等に必要なりサイクル料の支払い（第 6 条）	○
	使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイクル法）	• 自動車所有者の自動車から発生フロン類、エアバック及びシユレグダーダストの処理に係る費用（再資源化等預託金）の負担（第 73 条）	○
	フロン排出抑制法	• 7.5KW未満の為、簡易点検	○
責務	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	• 一般的な責務（出来る限り環境物品等を選択するよう努める）（第 5 条）	○

（庄原市条例）

法規制等の名称	該当する要求事項	順守評価
浄化槽法	• 変更の届出（法第 37 条） • 廃業等の届出（法第 38 条） （書類の記載事項変更や該当する際） • 浄化槽清掃（法第 10 条、35 条） • 市の許可証確認	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	• 一般廃棄物処理業に係る変更の届出等（施行規則第 2 条の 6） • 変更の許可等（法第 7 条の 2） • 収集運搬（条例 1 条）（法第 7 条） • 使用許可確認 • 分別排出（条例 1 条） • 収集業者の許可証確認	○

(その他)

浄化槽法	・浄化槽保守点検（法第 8.10 条） ・県知事の登録証確認 ・浄化槽清掃（法第 9 条） ・浄化槽管理士の資格を有する者を保守点検の業務に従事させなければならない（法第 48 条第 3 項） ・浄化槽法定検査（法第 11 条） ・（公社）広島県浄化槽協会の検査補助員登録事業所証の確認 ・標識の掲示（法第 39 条）環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない ・帳簿の備付（法第 40 条）帳簿を備え、環境省令で定める事項を記載し保存しなければならない	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・産業廃棄物収集運搬（法第 14 条第 1 項） ・県知事の登録証確認 ・廃棄物処理基準（施行令第 6 条） ・運搬受託者の管理票交付者への送付期限（施行規則第 8 条の 22） ・産業廃棄物管理票制度（法第 12 条の 3 第 3 項） ・一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等（施行規則第 2 条の 5） ・産業廃棄物処理業の許可事業範囲の変更の許可の申請（施行規則第 10 条の 9） ・産業廃棄物処理業の係る変更の届出等（施行規則第 10 条の 10） ・産業廃棄物収集運搬業者の許可の申請（施行規則第 9 条の 2） ・処分受託者の記載事項（施行規則第 8 条の 23） ・産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者の帳簿記載事項等（施行規則第 10 条の 8） ・処分受託者の管理票の保存期間（施行規則第 8 条の 30）	○

また、関係機関等からの指摘及び、訴訟もありませんでした。

※左記項目は、過去 5 年間で指摘はありません。上記以外の法規についても積極的に勉強しています。

6.代表者による全体評価と見直しの結果

今年度結果について、電力・水道水使用量・廃棄物（可燃ごみ）等の削減については残念ながら、未達成となりました。

原因は従業員の増加、職場環境の改善等によるものであり、やむを得ないと思います。

昨今の世界情勢は、気候変動・資源枯渇といった様々な地球環境問題が顕在化する中、環境への取組みを企業責任と認識し環境負荷低減を図り、今後も社員 1 人ひとりが二酸化炭素排出量の削減等、環境への自覚を持って行動する事を望みます。

代表取締役 谷山紀行



～ 水 環 境 と く ら し を 守 る ～

おかげさまで 60 周年

このレポートは当社HPでもご覧いただけます

<http://step-hp.com>